

令和7年9月30日

長野県軽井沢町「宿泊税」の新設

長野県軽井沢町から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
新設される軽井沢町宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	長野県軽井沢町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	軽井沢町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	「国際親善文化観光都市」および「保健休養地」として、自然や文化等、観光資源の魅力を高めるとともに、来訪者の受入れ環境の整備等、観光の振興を図るための費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・6千円以上1万円未満 150円（制度開始3年間は100円） ・1万円以上10万円未満 200円（同上 150円） ・10万円以上 650円（同上 600円）
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約3.2億円
課税免除等	・幼稚園、小学生から大学までの教育活動又は研究活動としての宿泊（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む） ・宿泊料金が1人1泊6,000円未満の宿泊者
徴税費用見込額	（平年度）約0.1億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年 7月 4日 軽井沢町議会にて条例案可決
- ・令和7年 7月 31日 総務大臣協議
- ・令和7年 9月 30日 総務大臣同意
- ・令和8年 6月 1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。